

(案)

小樽市子ども・子育て支援事業計画

(計画期間 平成27年度～平成31年度)

中間年の見直し

平成30年 月

小樽市

目 次

第1部 事業計画の中間見直しの実施

- 1 見直しの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 見直しの内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2部 子ども・子育ての現状

- 1 就学前児童数の将来人口推計の見直し・・・・・・・・・・ 2
- 2 女性の就業状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 教育・保育資源の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 保育施設・幼稚園の入所・入園状況・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 地域別の教育・保育施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 放課後児童健全育成事業の実施状況・・・・・・・・・・ 7
- 5 事業計画の見直しに係るニーズ調査・・・・・・・・・・ 8

第3部 各事業の中間見直しについて

- 1 教育・保育施設及び地域型保育事業の見直しについて・・・・・・・・ 9
 - (1) 需要量の見込みと実績について・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 需要量の見込みの見直しの検討について・・・・・・・・ 9
 - (3) 需要量の見込みと確保方策の見直しについて・・・・・・・・ 9
- 2 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて・・・・・・・・ 13
 - (1) 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (3) 妊婦健康診査事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (4) 乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (5) 子育て短期支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

(6) 一時預かり事業	19
①幼稚園における預かり保育	19
②保育所における一時的保育	20
(7) 時間外保育（延長保育）事業	21
(8) 放課後児童健全育成事業	22
(9) 実費徴収に係る補足給付事業	23
(10) 多様な事業者の参入促進事業	23
3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う 施策との連携	24
(1) 児童虐待防止対策の充実	24
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	24
(3) 障害児施策の充実等	25

第 1 部 事業計画の中間見直しの実施

1 見直しの考え方

小樽市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」といいます。）は、子ども・子育て支援法第 61 条の規定により、小学校未就学児に対する教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びに事業の円滑な実施を行うため、小樽市子ども・子育て会議における議論を経て、平成 27 年 3 月に策定されました。

計画の策定に当たっては、子育て世帯に対するニーズ調査を実施し、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の各事業の「需要量の見込み」を算出した上で、これに対応するための「確保方策」（供給量）を定めました。

この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間と定めていますが、市では、平成 27 年度及び平成 28 年度の実績を調査した結果、事業計画に記載している「需要量の見込み」や「確保方策」と実績値が大きくかい離している事業が見受けられ、また、関係施策の新たな取り組み等があることから、「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（内閣府平成 29 年 1 月 27 日事務連絡）（以下、「国の手引き」といいます。）に基づき平成 29 年度に計画の見直しを行うこととしました。

また、見直しに当たり子育て世帯のニーズを捉えるため、平成 29 年 10 月にニーズ調査を行いました。

2 見直しの内容

見直しに当たっては、まず、平成 29 年度以降の児童数の将来人口の推計について最新の諸情勢を踏まえて再度推計し、数値の補正を行いました。

教育・保育の量の見込みについては、国の手引きに基づき、実績値が計画における量の見込みよりも 10% 以上のかい離があり、見直しを行いました。

地域子育て支援事業等については、実績値が計画における量の見込みと大きくかい離している場合、また、大きなかい離はないものの市の判断により見直しが必要とした事業について、要因を精査した上で量の見込み及び確保方策の見直しを行いました。

第2部 子ども・子育ての現状

1 就学前児童数の将来人口推計の見直し

事業計画における「幼児期の学校教育・保育の需要量の見込み」や「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる各種事業の需要量の見込みを算出するため、就学前児童数の推計を平成28年度及び平成28年度の実績値を基に修正し、より実態に即した「需要量の見込み」及び「確保方策」となるよう見直しを行いました。

0歳から5歳の児童数については、特に0歳が平成29年度に大きく落ち込みましたが、平成29年中の出生数は回復傾向にあることから平成30年度の0歳の人数を543人と見込み、その他の年齢においても転出入等による増減数が中立となるものとして見直しを行いました。また、6歳以降の児童数については、当初の推計値と実績値に大きな乖離が見られないことから、見直しは行っていません。

【見直し前の児童数の推計】 各年度4月1日現在 (単位：人)

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
0歳～5歳	4,144	4,071	3,997	3,925	3,855



【見直し後の児童数の推計】 各年度4月1日現在 (単位：人)

	H27年度 (実績)	H28年度 (実績)	H29年度 (実績)	H30年度 (推計)	H31年度 (推計)
0歳～5歳	4,014	3,899	3,672	3,497	3,393
年齢別内訳					
0歳	563	599	495	543	538
1歳	655	579	588	495	543
2歳	649	648	592	588	495
3歳	712	649	637	592	588
4歳	711	716	642	637	592
5歳	724	708	718	642	637

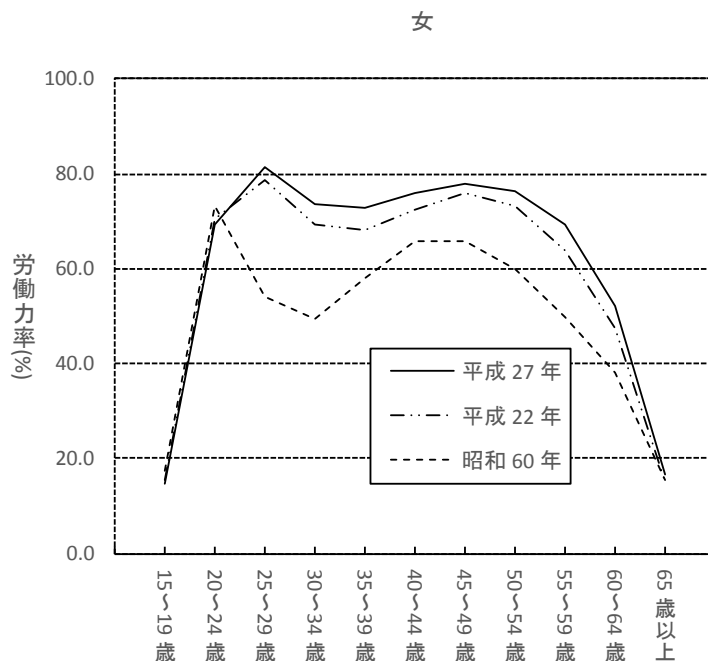
2 女性の就業状況の変化

平成27年の国勢調査によると、男女別労働力率は、男性が70.9%、女性が50.0%で、平成22年と比較すると、男性は2.9ポイント低下しているのに対し、女性は0.4ポイント上昇しています。

女性の労働力率を年齢5歳階級別に見ると、平成22年、27年ともに25歳～29歳がピ

一クで、平成 22 年と比較すると 2.7 ポイント上昇し 81.4%となっています。また、平成 22 年でM字カーブの底となった 35 歳～39 歳の労働力率が 68.0%から 72.7%となり、M字カーブの底が上昇した結果となっています。このことは、出産後も働き続ける女性が増加していると思われ、国においても女性活躍促進の政策も進めていることから、本市でも同様の傾向が考えられます。

年齢(5歳階級、男女別労働力率の推移—全国(昭和60年,平成22年,27年)
(内、女のみ抜粋)



年齢(5歳階級、男女別労働力率の推移—全国(昭和60年～平成27年)

		(%)										
男女, 年次	総数	15～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳	50～54 歳	55～59 歳	60～64 歳	65歳 以上
男												
昭和 60 年	80.5	19.3	75.0	97.5	98.5	98.6	98.5	98.1	97.1	93.2	78.4	41.7
平成 2 年	79.1	20.0	76.1	97.5	98.6	98.6	98.5	98.2	97.4	94.3	76.5	39.7
7 年	79.4	18.8	76.4	96.9	98.3	98.5	98.4	98.2	97.7	95.5	79.5	42.1
12 年	76.5	17.5	72.9	95.4	97.1	97.5	97.5	97.0	96.5	94.1	73.1	36.2
17 年	75.3	17.9	72.7	95.6	97.5	97.7	97.8	97.6	96.7	94.8	75.1	34.0
22 年	73.8	15.5	70.6	95.6	97.5	97.7	97.5	97.3	96.7	94.4	80.1	33.5
27 年	70.9	15.5	69.3	94.5	96.6	96.9	96.8	96.3	95.7	94.0	80.8	33.8
女												
昭和 60 年	47.8	17.4	73.4	54.2	49.3	58.0	65.8	65.9	59.8	49.9	37.9	15.3
平成 2 年	48.5	17.4	75.9	61.5	50.8	59.5	66.8	68.4	63.1	51.6	37.5	15.0
7 年	49.3	15.7	74.6	66.7	53.4	59.4	67.5	69.3	65.2	56.0	38.9	15.8
12 年	48.7	15.5	72.0	70.7	57.6	60.5	68.6	70.6	66.6	57.4	38.9	14.6
17 年	48.8	17.1	71.2	74.9	63.4	63.7	70.7	73.7	69.1	60.4	40.8	14.2
22 年	49.6	15.4	70.4	78.7	69.4	68.0	72.5	75.8	73.2	63.9	47.5	14.9
27 年	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

(資料：総務省統計局 平成 27 年国勢調査)

3 教育・保育資源の状況

(1) 保育施設・幼稚園の入所・入園状況

事業計画策定後に、長橋保育所及び認可外保育施設のひばり保育園が廃止となり、さくら保育園及びあかつき保育園が保育所から認定こども園（保育所型）へ移行し、かもめ保育園が認可外保育施設から認定こども園（保育所型）へ移行し、杉の子幼稚園及びオリーブ幼稚園が幼稚園から認定こども園（幼稚園型）に移行したため、施設数は増加しました。

保育所等の入所者数は、年々減少する傾向にありますが、入所待ち児童は増加傾向にあり（平成24年度12人、平成25年度25人、平成26年度63人、平成27年度76人、平成28年度103人）、保育所利用のニーズは減少していないものと考えられます。特に0歳児及び1歳児の保育所利用のニーズは高くなっています。

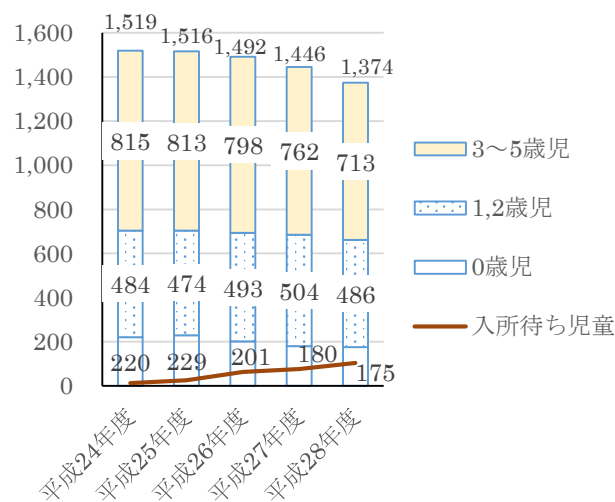
■施設の開設数、定員 平成29年4月1日現在

（新制度に移行していない幼稚園：平成29年5月1日現在）

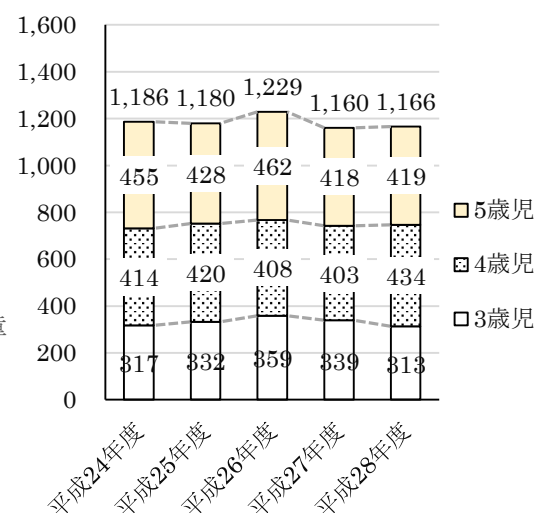
* 認可保育所等には認定こども園（保育部分）、幼稚園等には認定こども園（幼稚園部分）を含む（箇所、人）

	認可保育所等		認可外保育施設						幼稚園等	
	箇所数	定員	一般施設		事業所内施設		院内施設		箇所数	定員
公立	5	380	0	0	0	0	1	50	0	0
民間	20	1,077	4	103	1	21	7	145	17	1,544
合計	25	1,457	4	103	1	21	8	195	17	1,544
入所児童数		1,316		36		21		145		1,082
入所率		90.3%		35.0%		100.0%		74.4%		70.1%

■年齢別保育所等入所者数の推移 （各年度3月1日現在）



■年齢別幼稚園等入園者数の推移 （各年度5月1日現在）



* 保育所等には認定こども園（保育部分）、幼稚園等には認定こども園（幼稚園部分）を含む

* 平成27年度以降の新制度に移行した幼稚園及び認定こども園（幼稚園部分）は各年度3月1日現在

(2) 地域別の教育・保育施設

事業計画策定時と比べて市全体の施設数は 49 施設から 5 施設増加し、54 施設となり、地区別の教育・保育資源は、事業計画策定時と同様に南小樽地区と山手地区が多い状況となっています。

＜地区別の教育・保育資源＞

(単位：施設)

	区 塩谷地	長橋・オタモイ地区	区 高島地	区 手宮地	区 中央地	区 山手地	地区 南小樽	区 朝里地	区 銭函地
幼稚園	1	2		1	1	5	2	3	2
認可保育所	2	3	1	2	3	4	4	3	3
認可外保育施設		1					2		
事業所内保育施設									1
院内保育施設		1			1		3	2	1
計	3	7	1	3	5	9	11	8	7

※ 認定こども園は、幼稚園、認可保育所各々で計上

＜地区別の教育・保育資源の詳細＞

(単位：人)

地区	区分	名称	定員	備考
塩谷地区	認定こども園	あかつき保育園	1号 5 2・3号 40	乳児保育（産休明けから）
	認可保育所	蘭島保育園	30	世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）
長橋・オタモイ地区	認定こども園	小樽杉の子幼稚園	1号 105 2号 15	延長保育
	幼稚園	長橋幼稚園	100	延長保育
		相愛保育所	60	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	龍徳オタモイ保育園	50	乳児保育（産休明けから）
		NPO 法人 小樽ひばり保育園	55	乳児保育（生後6か月から）、延長保育、一時保育
院内保育施設	石橋病院保育園	-		
高島地区	認可保育所	赤岩保育所	100	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
手宮地区	認定こども園	手宮幼稚園	1号 35 2号 5	延長保育
	認可保育所	手宮保育所	85	乳児保育（産休明けから）
中央地区	幼稚園	いなほ幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	中央保育所	120	延長保育、休日保育、乳児保育（産休明けから）
		愛育保育園	70	異年齢児交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		杉の子保育園	50	乳児保育（産休明けから）
院内保育施設	小樽掖済会病院附属保育所らっこ	15		
山手地区	認定こども園	小樽オリーブ幼稚園	1号 35 2号 5	延長保育
	幼稚園	小樽藤幼稚園	90	延長保育

		ローズ幼稚園	105	延長保育
		小樽中央幼稚園	105	延長保育
		まや幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	最上保育所	40	乳児保育（生後6か月から）
		日赤保育所	90	一時的保育、乳児保育（産休明けから）
		ゆりかご保育園	60	一時的保育、世代間交流事業、乳児保育（産休明けから）
南小樽地区	幼稚園	小樽幼稚園	80	延長保育
		小樽高田幼稚園	120	延長保育
	認可保育所	奥沢保育所	75	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
		若竹保育所	30	乳児保育（産休明けから）
		龍徳保育園	70	異年齢児交流事業、乳児保育（産休明けから）
		あおぞら保育園	90	延長保育、一時的保育、乳児保育（産休明けから）
	認可外保育施設	青い鳥保育園	27	プライベート預かり（一時的保育や時間単位での預かり）
		キッズルーム アップル	18	乳児保育（産休明けから）、延長保育、一時保育、夜間保育、休日保育
	院内保育施設	小樽市立病院保育室	50	
		北海道社会事業協会 小樽病院院内保育所 「たるっ子」	25	
北海道済生会 小樽病院保育所		40		
朝里地区	認定こども園	さくら保育園	1号 15 2・3号 60	延長保育
	幼稚園	さくら幼稚園	160	延長保育
		朝里幼稚園	210	延長保育
	認可保育所	新光保育園	90	世代間交流事業、延長保育、乳児保育（産休明けから）
		さくら乳児保育園	40	延長保育、乳児保育（産休明けから）
	院内保育施設	朝里中央病院附属 あさひ保育園	-	
東小樽病院 ひまわり保育園		30		
銭函地区	認定こども園	桂岡幼稚園	1号 130 2・3号 45	延長保育、乳児保育（生後6か月から）
		かもめ保育園	1号 9 2・3号 57	延長保育、乳児保育（産休明けから）
	認可保育所	銭函保育所	80	延長保育、乳児保育（産休明けから）、地域子育て支援センター事業
	事業者内保育施設	だるま食品(株)内 だるまちゃん保育園	21	
	院内保育施設	札幌病院 ひまわり保育所	35	

※ 平成29年4月1日現在（新制度に移行していない幼稚園は平成29年5月1日現在）

4 放課後児童健全育成事業の実施状況

放課後児童健全育成事業は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後、小学校の余裕教室や公共施設等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業です。法改正に基づき平成 27 年度から対象児童を小学校 6 年生まで拡大して実施しており、平成 29 年度は小学校余裕教室等の 19 か所に放課後児童クラブを開設しています。

引き続き市の条例に基づいて運営し、放課後児童の安全・安心な居場所の確保に努め、実績のほか社会的背景を踏まえ、平成 29 年度以降の需要量の見込み及び確保方策について見直しを行いました。

■開設場所（平成 29 年度）

小学校 17 校、勤労女性センター、塩谷児童センター

■開設場所ごとの登録児童数（平成 29 年 5 月 1 日現在） 合計 741 人

長橋小学校 A, B	54 人	入船小学校	31 人	張碓小学校	7 人
高島小学校	31 人	奥沢小学校	30 人	桂岡小学校	23 人
幸小学校	35 人	天神小学校	8 人	銭函小学校	40 人
手宮中央小学校 A, B	49 人	潮見台小学校	35 人	勤労女性センター A, B	77 人
花園小学校 A, B	53 人	望洋台小学校 A, B	57 人	塩谷児童センター	16 人
緑小学校	23 人	桜小学校 A, B	56 人		
最上小学校	31 人	朝里小学校 A, B, C	85 人		

■学年別内訳（平成 29 年 5 月 1 日現在）

学年	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
登録人数	263 人	240 人	152 人	58 人	21 人	7 人
割合	35.5%	32.4%	20.5%	7.8%	2.8%	1.0%

■登録児童数の推移 学年別内訳（各年度 5 月 1 日現在）

（単位：人）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
1 年	232	246	243	255	285	263
2 年	212	202	199	199	216	240
3 年	137	141	146	153	131	152
低学年計	581	589	588	607	632	655
4 年	7	3	4	48	56	58
5 年	4	5	2	7	16	21
6 年	0	2	2	3	5	7
高学年計	11	10	8	58	77	86
合計	592	599	596	665	709	741

※平成 24 年度～平成 26 年度の高学年の登録児童は、特別支援学級に在籍するなど特別な配慮が必要な児童の数

5 事業計画の見直しに係るニーズ調査

事業計画の策定に当たっては、平成 25 年 11 月に子育て世帯を対象にしたニーズ調査を実施しましたが、この度の事業計画の中間見直しに際しましても、教育・保育及び地域子ども・子育て支援に関するニーズの変化を把握するため、次のとおりニーズ調査を行いました。

■調査対象 市内に居住する小学校就学前のお子さんがある保護者 1,000 人
※住民基本台帳から住所地や年齢を考慮した上で無作為に抽出

■調査方法 対象者にアンケート用紙を郵送、返信用封筒により回収

■調査期間 平成 29 年 10 月 4 日～10 月 20 日

■回収結果

送付数	回収数	回収率
1,000	478	47.8 %

■主な調査内容

- ・お子さんと家族の状況
- ・お子さんの育ちをめぐる環境
- ・母親の就労状況及び父親の就労状況
- ・お子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況
- ・お子さんの病気の際の対応
- ・お子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用
- ・お子さんの地域の子育て支援事業の利用状況
- ・その他

第3部 各事業の中間見直しについて

1 教育・保育施設及び地域型保育事業の見直しについて

(1) 需要量の見込みと実績について

平成28年度の需要量の見込みと実績は、次のとおりです。

(単位：人)

	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼稚園 希望	左記 以外			
①平成28年度の需要量の見込み	800	1,140 340	770	700	220	480
②平成28年4月1日現在(※)の実績	1,150		764	539	90	449
③平成28年度の需要量の見込みとの比較(%)((②÷①)×100)	100.9		99.2	77.0	40.9	93.5
④平成29年3月1日現在(※)の実績	1,265		731	745	246	499
⑤平成28年度の需要量の見込みとの比較(%)((④÷①)×100)	111.0		94.9	106.4	111.8	104.0

幼稚園 ← → 保育所

※ 新制度に移行していない幼稚園については平成28年5月1日現在

(2) 需要量の見込みの見直しの検討について

需要量の見込みと平成28年4月1日時点の実績とのかい離は、幼稚園利用児童については0.9%、3歳以上の保育所利用児童は▲0.8%、3歳未満の保育所利用児童については▲23.0%（0歳 ▲59.1%、1・2歳 ▲6.5%）となりましたが、年度末である平成29年3月1日時点の実績で比較すると、3歳未満の保育所利用児童は6.4%（0歳11.8%、1・2歳4.0%）のかい離となりました。

国の手引きでは平成28年4月1日時点の実績値と当初計画時の量の見込みを比較し、10%以上のかい離がある場合は見直しが必要としています。0歳の支給認定者数は年度末にかけて増加することから、本市においては、年度末である平成29年3月1日時点の実績値を基に見直しの必要があるかどうかを検討しました。

検討の結果、0歳及び幼稚園利用児童において10%以上のかい離となるため、需要量の見込み及び確保方策を見直しました。

(3) 需要量の見込みと確保方策の見直しについて

各歳児について、平成28年度の見直し後の児童数（2ページ参照）及び平成29年3月1日時点の支給認定実績から、児童数に占める支給認定子どもの割合（以下「支給認定割合」といいます。）を算出しました。

(単位：人)

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
平成28年度の見直し後の児童数	599	579	648	649	716	708
平成29年3月1日時点の支給認定実績	246	499	1号	1,265		
			2号	731		
支給認定割合	41%	41%	1号	61%		
			2号	35%		

※ 1号の支給認定実績には、新制度に移行していない幼稚園の児童数を含む。

上記の支給認定割合を平成 30 年度及び平成 31 年度の推計児童数に乗じて、各年度の需要量の見込みを算出しました。

(単位：人)

	平成30年度				平成31年度			
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
			0歳	1・2歳			0歳	1・2歳
見直し後の「推計児童数」	1,871		543	1,083	1,817		538	1,038
見直し後の「支給認定割合」	61%	35%	41%	41%	61%	35%	41%	41%
見直し後の「量の見込み」	1,141	655	223	444	1,108	636	221	426

また、確保方策については、当初計画策定後の市内の施設数及び定員の増減並びに今後の見込みを考慮し見直しを行いました。

平成 27 年度及び平成 28 年度の実績並びに平成 29 年度の見込み並びに平成 30 年度及び平成 31 年度の見直し後の計画については次のとおりです。

【平成 27 年度】

(単位：人)

	計画						実績					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼稚園希望	左記以外					幼稚園希望	左記以外			
①需要量の見込み	810	350	790	710	220	490	1,223	792	752	235	517	
②確保方策	特定教育・保育施設	250	732	668	195	473	250	726	664	194	470	
	確認を受けない幼稚園	1,305	-	-	-	-	1,305	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	19	3	16	
	認可外保育施設	-	70	30	5	25	-	80	20	5	15	
	合計	1,555	802	698	200	498	1,555	806	703	202	501	
過不足 (②-①)	395	12	▲12	▲20	8	332	14	▲49	▲33	▲16		

※需要量の実績は、入所待ち児童数を含む。

【平成 28 年度】

(単位：人)

	計画						実績					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼稚園希望	左記以外					幼稚園希望	左記以外			
①需要量の見込み	800	340	770	700	220	480	1,265	731	745	246	499	
②確保方策	特定教育・保育施設	250	732	668	195	473	475	722	668	192	476	
	確認を受けない幼稚園	1,305	-	-	-	-	1,130	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	19	3	16	
	認可外保育施設	-	70	30	5	25	-	80	20	5	15	
	合計	1,555	802	698	200	498	1,605	802	707	200	507	
過不足(②-①)	415	32	▲2	▲20	18	340	71	▲38	▲46	8		

※需要量の実績は、入所待ち児童数を含む。

【平成 29 年度】

(単位：人)

	計画						見込み					
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号		3号	0歳	1・2歳
		幼稚園希望	左記以外					幼稚園希望	左記以外			
①需要量の見込み	780	330	760	690	220	470	1,127	772	718	217	501	
②確保方策	特定教育・保育施設	250	732	668	195	473	504	751	706	199	507	
	確認を受けない幼稚園	1,305	-	-	-	-	1,040	-	-	-	-	
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	認可外保育施設	-	70	30	5	25	-	0	24	24	0	
	合計	1,555	802	698	200	498	1,544	751	730	223	507	
過不足(②-①)	445	42	8	▲20	28	417	▲21	12	6	6		

※需要量の見込みは、入所待ち児童数を含む。

※2号（幼稚園希望以外）は需要量が確保方策を上回る見込みとなっているが、定員の弾力化（一定の条件の下での定員を超えての受入れ）により受入れ可能。

【平成 30 年度】

(単位：人)

	計画						見直し後				
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳
		幼稚園希望	左記以外								
①需要量の見込み	770	330	740	680	210	470	1,141	655	667	223	444
②確保方策	特定教育・保育施設	250	732	668	195	473	546	761	715	202	513
	確認を受けない幼稚園	1,305	-	-	-	-	935	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	70	30	5	25	-	15	39	30	9
	合計	1,555	802	698	200	498	1,481	776	754	232	522
過不足(②-①)	455	62	18	▲10	28	340	121	87	9	78	

※国の手引きに基づき、2号の幼稚園希望分は1号に含めて見直しを行いました。

【平成 31 年度】

(単位：人)

	計画						見直し後				
	1号	2号		3号	0歳	1・2歳	1号	2号	3号	0歳	1・2歳
		幼稚園希望	左記以外								
①需要量の見込み	750	320	730	670	210	460	1,108	636	647	221	426
②確保方策	特定教育・保育施設	250	732	668	195	473	646	782	734	208	526
	確認を受けない幼稚園	1,305	-	-	-	-	815	-	-	-	-
	特定地域型保育事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	認可外保育施設	-	70	30	5	25	-	15	39	30	9
	合計	1,555	802	698	200	498	1,461	797	773	238	535
過不足(②-①)	485	72	28	▲10	38	353	161	126	17	109	

※国の手引きに基づき、2号の幼稚園希望分は1号に含めて見直しを行いました。

2 地域子ども・子育て支援事業の見直しについて

子ども・子育て支援法第59条第1項各号に掲げる「地域子ども・子育て支援事業」(全13事業)のうち、本市の事業計画では国の基本的な指針に基づき11事業が位置付けられていますが、残る2事業(実費徴収に係る補足給付事業、多様な事業者の参入促進事業)についても事業を開始したため、事業計画の見直しに併せて計画に登載します。

また、11事業に対する見直しの必要性について検討を行い、推計児童数の見直しに伴う需要量の見込みや確保方策が変更となるもの、実績値と計画値に大きな乖離が見られたもの及び事業内容に変更があったものについて、見直しを行いました。

検討の結果は次のとおりです。

【見直しを行った事業】

- (1) 利用者支援事業
- (2) 地域子育て支援拠点事業
- (3) 妊婦健康診査事業
- (4) 乳児家庭全戸訪問事業
- (5) 子育て短期支援事業
- (6) 一時預かり事業(幼稚園における預かり保育、保育所における一時的保育)
- (7) 時間外保育(延長保育)事業
- (8) 放課後児童健全育成事業

【追加で登載した事業】

- (9) 実費徴収に係る補足給付事業
- (10) 多様な事業者の参入促進事業

【見直しを行わない事業】

実績値に大きな乖離が見られなかったため、次の3事業は見直しを行いません。

- ・ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
- ・ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)
- ・ 病児(病後児)保育事業

(1) 利用者支援事業

利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行い、個々の家庭状況に応じた適切なサービス利用が円滑に図られるよう相談・助言や関係機関との連絡調整を行う事業ですが、近年の相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため相談機能強化を目指し、設置箇所数を増加することについて検討していることから、次のとおり確保方策の見直しを行いました。

<確保方策>

子どもの保護者からの教育・保育施設、地域子育て支援事業などの利用に関する相談に応じるとともに、個々の家庭状況に則した適切なサービス利用が円滑に図られるよう本市（こども育成課）に専任の相談員1名の配置を継続するとともに、近年の相談件数の増加や相談内容の複雑化に対応するため相談機能強化を目指し、設置箇所数の増加について検討します。

■変更前■

(実施箇所数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

■変更後■

(実施箇所数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	1	1	1	2	2
確保方策	1	1	1	2	2

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業であり、本市においては総合的な子育て支援の核としての役割を担う拠点施設である地域子育て支援センターあそぼ（銭函保育所併設）、げんき（奥沢保育所併設）、風の子（赤岩保育所内）の3か所のほか、わくわく広場（朝里幼稚園内）が位置付けされています。

事業計画策定時は、過去の実績に基づき需要量を推計しましたが、平成27年度、28年度における実績と比較して、かい離が見られたため、直近までの実績を踏まえて平成30年度以降の需要量を見直しました。

また、確保方策の見直しに当たっては、事業計画策定時には、銭函保育所の建て替えにより新築された子育て支援センターあそぼの利用分を見込めませんでしたので、利用実績を考慮し見直しを行いました。

■変更前■

(月：延べ利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	480	470	460	450	440
確保方策	500	500	500	500	500

■変更後■

(月：延べ利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	652	599	550	550	550
確保方策	652	599	700	700	700

(3) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持増進及び経済的負担の軽減のために、国の妊婦健康診査の基準に基づく妊婦健康診査を医療機関において実施し、その費用を公費負担する事業です。(一般健康診査 14 回分、超音波検査 6 回分)

需要量は母子健康手帳交付件数であり、健診回数は妊婦の転入・転出、早産等の影響を受けるため、実績に基づき 1 人平均 11.5 回を見込んでいます。

平均健診回数は、計画値とのかい離が見られないため引き続き 11.5 回を見込み、需要量については出生数の減少傾向に伴いかい離が見られるため、近年の出生数の動向を考慮し見直しを行いました。

■変更前■

(年：延べ健診回数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	672人	661人	649人	637人	626人
健診回数	7,728回	7,602回	7,464回	7,326回	7,199回
確保方策	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準

■変更後■

(年：延べ健診回数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	574人	555人	585人	579人	573人
健診回数	6,931回	6,075回	6,728回	6,659回	6,590回
確保方策	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準	実施場所： 医療機関 検査項目： 国の基準

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師、助産師などが訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境等の把握を行うほか、育児についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業であり、需要量は出生数ですが、計画策定時とのかい離が見られるため直近の出生数の動向を勘案し、見直しを行いました。

また、実施率については、実績では訪問の拒否などにより100%に達していませんが、これらの世帯においては電話連絡や乳児健診の結果などから状況の把握に努めており、引き続き実施率100%を目指すことから、見直しは行わないこととしました。

■変更前■

(年:延べ訪問人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	659	649	639	629	619
実施率	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市

■変更後■

(年:延べ訪問人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	641	509	573	567	561
実施率	98%	98%	100%	100%	100%
確保方策	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市	実施体制: 保健師など 実施機関: 小樽市

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業で、平成29年度から事業を開始し、保護者の用事（冠婚葬祭や保護者・家族の病気など）により、児童の一時的な保護が必要な事例があることや、事業の周知に伴い今後需要量の見込みの増加が見込まれるため、需要量及び確保方策の見直しを行いました。

<確保方策>

本事業は平成29年度から事業開始しましたが、市内には児童養護施設等がないため、市外の児童養護施設に委託しています。

今後においては多様なニーズに対応し、より利用しやすい事業になるよう、委託施設の増加について検討します。

■変更前■

(年:実利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	20	20	20	20	20
確保方策	事業化について調査・研究する。	必要な場合は、実施体制の確保を検討する。	同左	同左	同左

■変更後■

(年:実利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み			20	30	30
確保方策	事業化について調査・研究する。	必要な場合は、実施体制の確保を検討する。	事業開始 委託施設: 児童養護施設 1施設	委託施設: 児童養護施設 2施設	委託施設: 児童養護施設 2施設

(6) 一時預かり事業

① 幼稚園における預かり保育

幼稚園での預かり保育は、通常の教育標準時間以後の時間や土曜日、長期休業期間などに預かり保育を希望する児童を対象として実施されています。

新制度に移行後も私学助成制度の預かり保育を実施する施設が事業計画策定時の見込みより多く、需要量の見込みにかい離が生じています。一時預かり事業（幼稚園型）を実施した施設は、平成 28 年度及び平成 29 年度はそれぞれ 1 施設ですが、平成 30 年度からの実施を予定している施設が 4 施設あり、合計 5 施設になる見込みであることを踏まえて需要量の見込みの見直しを行いました。

各施設は一時預かり事業（幼稚園型）又は私学助成制度の預かり保育を実施しているため、需要量に対する供給量は満たされています。引き続き保護者のニーズに合わせて、緊急・一時的な保育を提供する体制を維持します。

■ 変更前 ■

(年: 延べ利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	32,200	31,600	31,000	30,400	29,800
確保方策	32,200	32,200	32,200	32,200	32,200

■ 変更後 ■

(年: 延べ利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	0	5,885	4,200	24,600	24,600
確保方策	0	5,885	4,200	24,600	24,600

②保育所における一時的保育

保育所での一時的保育は、通常保育の対象とならない保護者の週2、3日程度の就労や、急病や入院などに伴う緊急・一時的な保育又は保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消などのため、一時的に保育を必要とする児童を対象として実施しています。

現在、本市では、保育所3施設で実施しておりますが、事業計画策定時の見込みより利用が少ないため、平成28年度実績及び平成29年度の見込みを基に見直しを行いました。

確保方策については、3施設で対応する現体制を維持することを目標としているため、見直しは行わないこととしました。

■変更前■

(年:延べ利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	1,580	1,550	1,520	1,490	1,460
確保方策	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500

■変更後■

(年:延べ利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	953	531	600	570	570
確保方策	13,500	13,500	13,500	13,500	13,500

※確保方策 = 1施設 15人 × 300日 × 3施設

(7) 時間外保育（延長保育）事業

保育認定を受けた子どもについて、保育所の開所時間又は日中の利用時間帯（保育短時間）を越えて、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業であり、保育所、認定こども園等において開所時間を通常午後6時まで、最大午後7時まで延長して保育を実施しています。

需要量の見込みについて、事業計画策定時と比較し、かい離が生じていることから実績に応じ見直しを行いました。

確保方策については、平成29年度に午後7時までの延長保育の実施施設数が1施設増加し、合計11施設となり、見直しを行いました。

■変更前■

(年:実利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み	440	430	420	410	400
確保方策	550	550	550	550	550

■変更後■

(年:実利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	577	539	570	570	580
確保方策	577	550	605	605	605

(8) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後、小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊びの場及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業（放課後児童クラブ）です。

法改正により、事業範囲が6年生までとなったことから、事業計画策定時はニーズ調査の結果を参考に需要量の見込みを推計しました。児童数は減少傾向にあります。共働き世帯の増加等の理由により、需要量の見込みにかい離が生じていることから実績を基に見直しを行いました。

また、確保方策については、現在のクラブ数の状況に応じて見直しを行うほか、施設の整備等について追加記載しました。

<確保方策>

放課後児童クラブでは、引き続き利用を希望する児童を受け入れられるよう運営するとともに、必要に応じ施設の整備、改修を行い児童の健全な育成を図ります。

また、放課後や長期休暇中に小学校の余裕教室を活用して、子どもに学習や体育活動などの機会を提供する「放課後こどもクラブ」の開設について、放課後児童クラブとの一体的な展開を目指し、その基本となる「放課後子ども総合プラン」の策定についての研究を行います。

■変更前■

(年:実利用人数)

	27年度 (計画)	28年度 (計画)	29年度 (計画)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
需要量の見込み (低学年)	590	580	570	560	550
需要量の見込み (高学年)	200	195	190	185	180
確保方策	1,007	943	875	807	773

■変更後■

(年:実利用人数)

	27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み (低学年)	706	743	766	729	694
需要量の見込み (高学年)	81	100	120	113	114
確保方策	787	843	897	905	905

(9) 実費徴収に係る補足給付事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は、行事への参加に要する費用等を助成する事業であり、本市では平成28年度から事業を開始しました。

需要量の見込みについては、平成28年度の実績を元に、対象者の増加を推計して見込みを行い、確保方策については、需要量の見込みと同数にしています。

計画策定時には、国の基本的な指針に基づき、本事業を事業計画に掲載していませんでしたが、今回の見直しに合わせ掲載することとしました。

■追加■

(年:延べ利用人数)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み	1号認定		29	50	50	50
	2・3号認定		117	130	130	130
確保方策			146	180	180	180

(10) 多様な事業者の参入促進事業

特定教育・保育施設への新規参入事業者に対する相談・巡回支援を行う事業であり、平成28年度は新規参入した1事業者に対し相談・巡回支援を行いました。

平成29年度以降については新規参入の予定はありませんが、今後も新規参入事業者に対し、適切な相談・巡回支援を実施します。

計画策定時には、国の基本的な指針に基づき、本事業を事業計画に掲載していませんでしたが、今回の見直しに合わせ掲載することとしました。

■追加■

(年:施設数)

		27年度 (実績)	28年度 (実績)	29年度 (見込み)	30年度 (新計画)	31年度 (新計画)
需要量の見込み			1	0	0	0
確保方策			1	0	0	0

3 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

本事業計画策定後、児童福祉法の改定や、本市において障害児福祉計画の策定を進めていることから、現状に則し次のとおり見直しを行いました。

(1) 児童虐待防止対策の充実

本市においては、育児放棄や児童虐待などから子どもの命を守るための対策として、警察、児童相談所、幼稚園、保育所などの関係機関で構成する「要保護児童対策地域協議会」を設置し、虐待の予防等に関する市民啓発や関係施設職員への研修、個別の事案に対するケース検討会議などを行っています。また、児童相談所や関係機関との連携の下で、要保護児童への対応を遅滞なく進めるように取り組んでいます。

児童虐待の発生予防や早期発見・早期対応のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、継続して見守りを行い適切な支援に結び付けるようにします。

また、児童福祉法の改正に伴い、地方公共団体の役割が大きくなっていることから、各種研修会の参加による職員のスキルアップを図るとともに、適宜相談体制の強化について検討していきます。

今後も、養育支援を必要とする家庭の早期発見や子どもの虐待の発生予防等に向けて、教育・保育施設のほか、民生委員・児童委員をはじめとする地域での見守りを活用するとともに、市民啓発を継続していきます。

また、女性相談など関係機関による情報共有や連携を図ることも重要であり、今後とも引き続き連携を深め、必要な対応を図っていきます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の現状については、パート、アルバイト等の非正規労働の割合が高く、母子世帯では就労年収もより低くなっています。また、子育て、進学及び就職に関する悩みがある場合に、適切な相談窓口や支援制度を知らないなどの例も見受けられます。

本市においては、母子及び父子並びに寡婦福祉法などに基づく国の施策及び北海道が推進する母子家庭等の自立支援に向けた支援策を推進し、関係機関との連携の下で、就業支援、子育て・生活支援、養育費の確保支援、経済的支援などを柱として、児童扶養手当の支給事務、母子・父子自立支援員による相談体制や、自立支援給付金・高等職業訓練促進給付金による就業支援、母子生活支援施設での生活支援など、ひとり親

家庭の生活の安定と向上に向けて取り組みます。

また、母子生活支援施設については、老朽化が進んでいることから、建て替えの可能性について、北海道と連携しながら研究していきます。

(3)障害児施策の充実等

地域において障害のある子どもとその家族を支えていくためには、専門機関や各関係機関の連携の下で、支援策の活用が図られることが大切です。

このため、障害のある子どもについては、妊婦及び乳幼児に対する健康診査等により早期に発見することや、自立支援医療(育成医療)給付、障害等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供に結び付けていくことなど、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携を図る中で、在宅支援の充実や就学支援など教育支援体制の整備等も必要となります。

本市においては、未就学児に対して、こども発達支援センター及びさくら学園において相談支援や地域支援・専門的支援、保育所等訪問支援に取り組んでいますが、今後も特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

また、幼稚園や保育所では、身体の障害などのほか、自閉症や注意欠陥多動性障害(ADHD)等の発達障害がある子どもの受入れを進めてきましたが、今後も継続して、より適切な教育・保育を提供するために、幼稚園教諭や保育士など子どもを支援する職員への研修参加などによる資質向上を図り、支援等を行う必要があります。発達障害については、いまだ社会的な理解が十分とはいえないことから、関係機関と連携するとともに、平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「(仮称)小樽市第1期障害児福祉計画」との整合性を図りながら、適切な情報の周知や家族支援を行っていきます。

小樽市子ども・子育て支援事業計画
【中間年の見直し】

平成 30 年 月

小樽市福祉部 子育て支援室こども育成課
〒047-8660 小樽市花園 2 丁目 12 番 1 号
電話 0134-32-4111(市役所代表)
FAX 0134-31-7031(こども育成課直通)

◆市ホームページでも御覧になれます。

URL <http://www.city.otaru.lg.jp/>